

家族法制の見直しに関する中間試案のたたき台（修正版）の補足説明

資料の位置付けについて

1 部会資料18-1は、第16回会議及び第17回会議における議論の結果を踏まえ、部会資料16-1及び部会資料17-1で示した中間試案のたたき台の修正版を示すものである。

本資料（部会資料18-2）は、この修正内容について、補足的な説明を試みるものである。なお、本資料は、部会における取りまとめの対象となるものではない。

2 なお、第16回会議及び第17回会議においては、中間試案の内容そのもの（ゴシック体で記載している部分）についての意見のみでなく、その補足説明についての意見も多数示された。後者の意見については、部会資料18-1や本資料（部会資料18-2）に反映されているもののほか、今後、事務当局の責任において作成される中間試案の補足説明の中に記載されることとなる。

前注について

前注1は、部会資料16-1の前注と同内容であり、前注2は、部会資料17-1の前注2について、第17回会議における議論を踏まえ、その表現振り等を修正したものである。なお、前注を含め、部会資料18-1の注は、いずれも中間試案の一部を構成するものであり、注に示された考え方についても、パブリックコメントの意見募集の対象となる。

第1 親子関係に関する基本的な規律の整理について

1 部会資料18-1では、第16回会議における議論を踏まえ、父母が子の養育に責任を負う旨を明記するなど、親子関係に関する基本的な規律に関する試案の内容を修正している。

父母（法律上の親子関係のある実父母及び養父母の全てを含んでおり、親権や監護権を有する者に限定されない。）は、子との関係で特別な法的地位にあると解されるが、このような親の法的地位については、現行法上必ずしも明確に規定されていない。そのため、例えば、親権者でない親が、子に対して何らの責任を負わないかのような誤解がされることがあるとの指摘がある。部会資料18-1は、こういった指摘や第16回会議における議論を踏まえ、父母が成年に達しない子を養育する責務を負うものとする

試案の本文に新たに記載することとしている。

父母が子の養育をすることは、部会のこれまでの議論においても、父母の権利として位置付けるのではなく、子を中心に考える観点から、それが父母の責務や責任であるとして理解すべきであるとの考え方が示されてきた。また、このような父母の責務や責任は、親権や監護権の有無に関わらず、全ての父母（法律上の親子関係のある実父母及び養父母の全てを含む。）が負うべきものである。こういった観点から、試案では、子の養育を「父母」の「責務」と表現することとしている。

なお、子の養育をするための手段は、各家庭によって様々であると考えられ、例えば、子と同居する親がその日常的な監護をすることのほか、子と別居する親についても、面会交流（親子交流）をする方法や、養育費や扶養料の分担をする方法などによって、それぞれ、子を養育する責務を果たすことが考えられ得る。

- 2 このほか、部会資料18-1では、第16回会議における議論の結果を踏まえ、記載場所や表現の修正等をしている。

第2 父母の離婚後等の親権者に関する規律の見直しについて

部会資料18-1の第2では、第16回会議における議論の結果を踏まえ、部会資料16-1の第2及び第3を統合した上で、父母の離婚後等の場合における親権者の選択や親権の行使（いわゆる監護権の行使を含む。）に関する各論点について、部会のこれまでの議論で示された複数の考え方を併記することとしている。その内容は、部会資料16-1及びその補足説明である部会資料16-2における整理を基本とした上で、第16回会議において示された意見を踏まえ、記載場所の修正（補足説明に記載していたものを本文に新たに記載した点を含む。）や表現の修正等をしている。その概要は次のとおりである。

- 1 第2の1では、離婚の場合において父母双方を親権者とするものの可否について、【甲案】と【乙案】を併記することとしている。部会資料16-1においては、【甲案】として、民法第819条の規定のどの部分を見直すかという観点から、離婚の場面以外に認知の場面も同条の規定に併せて記載していたが、部会資料18-1では、これらの場面を分けて議論することができるようにするため、第2の1では離婚の場面のみを取り上げることにした。
- 2 第2の2では、部会資料16-1の第3の2と同様に、【甲案】を採用することとした場合に、離婚後の親権者を父母の双方とするかその一方とするかの選択の要件や基準に関する規律を設ける考え方を取り上げている。

また、第16回会議での議論の結果を踏まえ、この項目に付した「注」の記載を修正することとしている。

- 3 第2の3では、【甲案】を採用した場合の規律として、離婚後の父母双方が親権を有する場合の親権行使に関する規律を取り上げ、これまでの議論の整理(部会資料16-2の補足説明参照)や第16回会議における議論の結果を踏まえた試案を提示している。

そして、父母の双方が親権者と定められ、その一方が監護者と定められた場合の規律については、第2の3(2)において、①基本的には監護者の権利義務に属することとなるものと整理される事項(監護者が基本的に単独で行うこととなる事項)を(2)アで提示した上で、②父母双方が関与することとなる事項を(2)イで提示し、この場面における親権行使への父母双方の関与の在り方や意見対立時の調整方法について、【α案】、【β案】及び【γ案】を提示することとしている。部会のこれまでの議論においては、「監護者」がどのような事項についての権利義務を有するののかについて、解釈論として又は立法論として、様々な議論がされたところであり、第2の3の注2では、そのような様々な考え方の一例を紹介することとしている。

第2の3(3)では、監護者が定められていない場面における規律として、親権(この場面では、子の監護に関する事項についての権利義務等も含まれることとなる。)の行使の在り方や、父母間の意見対立が生じた場合の調整方法について、部会資料16-1の内容や第16回会議の議論の結果を踏まえ、試案を提示している。

このほか、第2の3(4)では、居所指定に関する親権者の関与について、部会資料16-1の内容や第16回会議の議論の結果を踏まえ、試案を提示している。

- 4 第2の4では、部会資料16-2の第2の補足説明における整理や第16回会議における議論の結果を踏まえ、離婚後の父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めた場合(親権と監護権の分属が生ずる場合)の規律を取り上げている。なお、このような場面において(親権を有さない)「監護者」がどのような権利義務を有することとなるのかについては、第2の1から3までの議論とも関連し得る問題であると考えられる。

- 5 第2の5では、認知の場面について取り上げている。認知した子について父母の双方が親権者となることができる考え方である【甲案】を採用した場合には、その親権行使の在り方が問題となり得るところであり、離婚後の場面と同様の規律によるものとするかどうかも含め、第2の1から3までの議論とも関連して議論することが有益であると考えられる。

第3 父母の離婚後の子の監護に関する事項の定め等に関する規律の見直しについて

- 1 部会資料18-1の第3では、第16回会議における議論の結果を踏まえ、部会資料16-1の第4について、記載場所や表現の修正等をしている。
- 2 なお、第16回会議及び第17回会議においては、どのような場合に面会交流を実施することが子の利益に資するのかなどの具体的な基準や判断枠組みをも明確化する考え方についても、中間試案に盛り込んだ上で、パブリックコメントで国民の意見を募集すべきではないかとの意見が示された。そこで、部会資料18-1の第3の4（注3）では、このような考え方を記載している。なお、部会のこれまでの議論においては、面会交流の実施と子の利益との関係について、子が別居親と適切な形で面会交流をすることが基本的にはその健全な成長に有益なものであるということができるとの理解を前提として、子の福祉の観点からその面会交流を禁止すべき事由が認められない限り、別居親と子との面会交流が子の最善の利益に資するとの意見が示された一方で、別居親との面会交流が子の心身に与える影響は各家庭の事情によって様々であるとして、面会交流の実施が子の最善の利益に反する場合もあるため慎重な検討が必要であるとの意見も示された。また、面会交流の実施についての判断基準については、その考慮要素の定め方自体と同様に、様々な意見の対立があり得ることから、明文の規定を設けるのではなく、引き続き、解釈に委ねるのが相当であるとの考え方もあり得る。

第4 親以外の第三者による子の監護及び交流に関する規律の新設について

部会資料18-1の第4では、第16回会議における議論の結果を踏まえ、部会資料16-1の第5について、記載場所や表現の修正等をしている。

第5 子の監護に関する事項についての手続に関する規律の見直しについて

- 1 部会資料18-1の第5では、第17回会議における議論の結果を踏まえ、部会資料17-1の第6について、記載場所や表現の修正等をしている。
- 2(1) なお、部会資料17-1の第6の1「相手方の住所の調査に関する規律」については、第17回会議において、家庭裁判所又は行政庁が把握した住所に関する情報を当事者には開示しないものとすべきであるとの考え方が示されたため、部会資料18-1では、このような考え方を、試案の注に新たに記載することとしている。
- (2) また、部会資料17-1の第6の2「収入・財産に関する情報の開示義務に関する規律」については、第17回会議において、開示義務を課す類型ごとに分けて規律を提案すべきであるとの考え方が示されたため、部

会資料18-1では、第5の2において「養育費、婚姻費用の分担、扶養義務」に関する規律を記載し、第7の3において「財産分与」に関する規律を記載することとしている。

- 3(1) 部会資料18-1の第5の5(1)では、第16回会議及び第17回会議における議論の結果を踏まえ、濫用的な申立てを却下するための仕組みについて取り上げている。

現行の家事事件手続法においては、父母の一方（又はその親族等）が、子の監護に関する処分の審判や親権者の変更の審判の申立てをした場合には、家庭裁判所はその申立書の写しを相手方（父母の他方）に送付しなければならないものとしている。このため、父母の一方等が多数回にわたってこれらの申立てをすると、その相手方（父母の他方）は、その都度、その裁判手続に対応しなければならないのではないかとの懸念が示され得る。

もっとも、現行の家事事件手続法第67条第1項では、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきは、その申立書の写しを相手方に送付する必要がないものとしている。

また、家事調停の申立てにおいても、当事者が不当な目的でみだりに調停の申立てをした場合には、家庭裁判所は、調停をしないものとして家事調停事件を終了させることができるものとされている（家事事件手続法第271条）。そして、この場合や家事調停の申立てが不適法である場合には、家庭裁判所は、申立書の写しを相手方に送付する必要がないものとしている（同法第256条）。

このように、現行の家事事件手続法においては、濫用的な申立てがされた場合に対応するための規律が既に整備されているところであるが、試案の第1から第8までの規律の見直しをすることで、仮にこのような既存の仕組みのみでは対応することができなくなるのであれば、別途、新たな仕組みを検討する必要があるとの指摘があり得る。

- (2) 部会資料18-1の第5の5(2)では、第17回会議における議論を踏まえ、家庭裁判所が父母や子の安全を最優先に考慮する観点から適切な対応をするための規律について取り上げている。

部会のこれまでの議論では、現在の実務の紹介として、家事事件や人事訴訟事件の中でDVや虐待に関する主張がされた場合のほか、（明確な主張がなくても）DVや虐待が疑われる場合には、同居親や子の安全を最優先に考慮するという観点から、手続のどの段階においても優先的かつ慎重な検討等がされているなどの紹介がされた（第13回会議における細矢委員の発言参照）。他方で、こういったDVや虐待に関する家庭裁

判所でのアセスメントについては、当事者側からみると、実際には丁寧な対応がされていない事例もあるとの批判もされた（第14回会議における赤石委員の発言参照）。

こういった問題に関して、仮に、家事事件手続法等の規律の中に、家庭裁判所が父母や子の安全を最優先に考慮した審理をすることを困難とさせるものがあれば、その規律を見直すことも含め、引き続き検討することが考えられる。

第6 養子制度に関する規律の見直し

部会資料18-1の第6では、第17回会議における議論の結果を踏まえ、部会資料17-1の第7について、記載場所や表現の修正等をしている。

第7 財産分与制度に関する規律の見直し

部会資料18-1の第7の1及び2の本文の内容は、部会資料17-1の第8と同様であり、第7の3では、上記第5の2(2)のとおり、財産分与に関する情報の開示義務の記載場所の修正をしている。

なお、部会資料17-1の第8の1に付していた注（民法第754条の見直し）については、部会資料18-1の第8「その他所要の措置」における試案の注1として記載することとしている。

第8 その他所要の措置

- 1 部会資料18-1の第8の本文の内容は、部会資料17-1の第9と同様である。
- 2 試案の本文や注で提示されている規律や考え方を採用する法改正がされた場合には、新法の規律が適用される範囲を画するためにどのような経過措置を設けるかが問題となり得る。部会資料18-1の第8の注2では、第17回会議における議論の結果を踏まえ、こういった問題について取り上げている。

この問題は、新法の内容をどのように定めるかを確定しなければ具体的に議論することが困難であると考えられるが、例えば、試案の第2において、離婚後の父母の双方が親権者となることができるものとする【甲案】を採用した場合を想定すると、改正後に親権者の変更の申立てがされた際には、①父母の離婚が改正法施行前であれば旧法を適用する（旧法に従い、親権者を父母の一方から他の一方に変更することの申立てのみができる）ものとする考え方と、②父母の離婚が改正法施行前であっても新法を適用する（親権者を父母の一方から他の一方に変更することに加え、親権者を父母の双方

に変更することの申立てをすることもできる) ものとする考え方があり得る。

以 上